

「関係住民意見の反映」の実施過程 —河川政策における地方自治体の役割—

大野智彦

キーワード：河川政策，政策実施過程，地方自治体，淀川水系

1. 問題意識

現在，日本の河川政策は大きな転換点にあるといわれている。その理由は，個別的で技術的解決が可能な課題のみならず，誰がどのように河川管理に関わるのかという，河川管理の主体が問われているからである。河川管理の主体のあり方を考える上で注目したいのは，1997年に改正された河川法である。

2. 河川法の改正

改正された河川法では，河川管理者が河川整備基本方針と河川整備計画という2つの計画を策定することが定められている。河川整備計画を定めるにあたっては，「関係住民の意見を反映」という手続きが定められている。しかし，これは抽象的な規定に過ぎず，その「実施過程」を検討する必要がある。

3. 一級河川の管理における地方自治体の役割

本論文では，(1) 河川管理の実際と (2) 政策実施に関する先行研究の2つを考慮して，一級河川の管理における地方自治体の役割に注目した。

一級河川の河川管理者は国土交通大臣であるが，その河川延長の約88%を占める区間は指定区間として都道府県が管理を行っている。都道府県が指定区間にて行っている管理は，水系全体で統一すべき最低限のものを除くほとんどすべての管理を行っている。したがって，「関係住民意見の反映」が定められている河川整備計画の策定も，指定区間については都道府県が行っている。

また，これまでの政策実施に関する研究においては，政策が必ずしも当初の目的どおり実施されるわけではないことが繰り返し指摘されてきた。特に，国が定めた政策を地方自治体の実施する事例を分析した研究においては，地方自治体の実施に与える影響の大きさが指摘されている。

4. これまでの河川政策と地方自治体の役割

当初の河川政策は治水対策を目的として始まったが，その目的が複雑化するにつれて，河川計画の水系での一貫性が求められるようになり，計画の策定

過程までもが一元化されてきた。しかし，計画の策定過程の一元化は，各地で行われたダム建設反対運動に代表されるように，弊害を引き起こしてきた。

5. 新たな計画制度における地方自治体の役割

1997年に新たに導入された計画制度であるが，一級河川については27の河川整備基本方針と93の河川整備計画が定められているのみである（2004年10月現在）。策定された時期に注目してみると，河川整備計画の77.4%（72）は河川整備基本方針よりも早く策定されている。その72の河川整備計画のうち71は都道府県が管理する指定区間について定められたものであった。このことは，一級河川においても都道府県が独自に河川整備計画の策定を進めていることを表している。

また，淀川水系を事例として府県ごとにどのような手法によって「関係住民意見の反映」が行われているのか比較したところ，参加の機会やそれに対する応答など重要な点で差異があることが明らかになった。例えば，1つの整備計画を作る際に，ある県では休日にワークショップを複数回行うが，ある県では平日に説明会を一度開催するだけである。その手法の差異は，府県が独自の判断で「関係住民意見の反映」を具体化させて実施していることを示している。

6. まとめ

本研究から，一級河川であっても指定区間については都道府県が独自に「関係住民意見の反映」の実施を行っていることが明らかになった。指定区間の長さを考えれば，今後都道府県は積極的に「関係住民意見の反映」を行っていくべきである。そのためには，都道府県が積極性を発揮する要因の分析が今後求められる。

また，河川管理のあり方を再検討する上では，行政による管理の限界を踏まえたうえで，特に市民団体による流域での連携の可能性についても今後検討すべきである。